

様式第2号(第5条関係)

## 一般廃棄物再生利用業指定証

徳島市指令環政第616号

令和4年9月27日

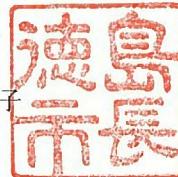
住 所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

(所在地)

株式会社 パブリック  
氏 名 代表取締役 三野 輝男 殿

(名称及び代表者の氏名)

徳島市長 内藤 佐和子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、  
次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日	令和4年6月24日
指定番号	第 50-2 号
事業の範囲	<p>事業の種類 再生輸送</p> <p>取り扱う一般廃棄物の種類 生ごみ、動植物性残渣、紙、木、繊維、(事業所で発生したものに限る) 国及び県の管理地から発生する草木等</p>
再生利用の目的	生ごみ、動植物性残渣を発酵乾燥させ、堆肥原料として販売する。 紙、木、繊維を選別又は固形燃料化を行い、リサイクル又は燃料として販売する。草木等を破碎し、燃料又は堆肥副資材として販売する。また、堆肥副資材の一部は、堆肥原料とする。
指定期間	令和4年7月27日 から 令和6年7月26日 まで
指定条件	徳島市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱第3条の規定に適合していること。 搬入先は、生ごみ・動植物性残渣については㈱パブリックまんのう工場(香川県仲多度郡満濃町大字炭所東字山畑524番8)、三豊オーガニックステーション(香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番2、乙356番6、乙356番7、乙356番8)、紙・木・繊維・草木等については㈱パブリック本社工場(香川県観音寺市大野原町福田原字山原241番地1)、三豊工場(香川県三豊市財田町財田中字吉田4704番)、丸亀工場(香川県丸亀市土器町北二丁目17番地)の再生活用施設に限る。